

## 7 公園の自動販売機設置運営事業者募集について（概要）

公益財団法人埼玉県公園緑地協会では、しらこぼと公園、川越公園、加須はなさき公園、所沢航空記念公園、秋ヶ瀬公園、みさと公園、智光山公園に自動販売機を設置し運営する事業者を募集いたします。

応募に当たっては、以下の募集要項配布期間中に募集要項を入手の上、ご応募ください。

### 1. 募集要項配布期間：平成 29 年 11 月 14 日（火）～12 月 22 日（金）

時間：10：00～12：00、13：00～16：00

※本部の土日祝日は除く

※各公園の休園日は除く

募集要項配布場所：以下のいずれかの場所で入手してください

①公益財団法人埼玉県公園緑地協会本部 経営企画部

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町 4-130

②しらこぼと公園

埼玉県越谷市小曾川 985

③川越公園

埼玉県川越市池辺 880

④加須はなさき公園

埼玉県加須市水深 1722

⑤所沢航空記念公園

埼玉県所沢市並木 1-13

⑥秋ヶ瀬公園

埼玉県さいたま市桜区道場 4-17

⑦みさと公園

埼玉県三郷市高洲 3

⑧智光山公園管理事務所

埼玉県狭山市柏原 561

### 2. 申請受付：平成 30 年 1 月 11 日（木）～1 月 25 日（木）

所定の申請書及び企画提案書を作成の上、ご応募ください

なお、現地説明会は実施しません。（希望者は所定の期間中に、各自、現地確認を行っていただきます）

質疑について受付期間や方法は募集要項をご確認ください。

### 3. 委託先選考について

：申請受付後、提出書類に基づく一次審査を実施します。

一次審査通過者には、プレゼンテーションを行っていただきます。提出書類及びプレゼンテーション等の内容を総合的に評価し、受託者を選定します。

### 4. 応募資格

- ① 自動販売機事業について 3 年以上の法人格を有し、特に集客施設での優良な経営実績があること。
- ② 納品、メンテナンス及び廃棄物処理やその他トラブルに対応できるフルサービス体制がとれること。
- ③ 自動販売機の管理運営について、的確・安全・衛生的且つ環境を優先した管理運営力や信頼性を有すること。
- ④ 設置等に係る運搬、設置、工事等の負担能力があること。
- ⑤ 販売する商品ラインナップについては、当協会の意向に対して迅速かつ完全に対応可能であること。
- ⑥ 反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ）で

ないこと。また反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

## 5. 主な営業条件・経済条件

- ① 売上に対する手数料をお支払いいただきます。
- ② 設置等に係る運搬費、工事費、自動販売機及び商品に対する盗難・事故（台風、地震等の天災を含む）等により発生した損害に係る経費は全て設置事業者の負担とします。
- ③ 諸事情により、自動販売機の撤去或いはマスキング、商品回収をする場合に係る全ての費用は設置業者の負担とします。
- ④ 廃容器等の回収容器の設置、回収、運搬、処理に係る費用は、設置業者の負担とします。具体的な回収スケジュール等は、設置業者決定後、公園と協議いただきます。
- ⑤ 設置する公園の状況により、既存の小屋・テント等と同等、あるいは公園管理者の指示した仕様の小屋・テント等を設置していただく場合があります。また、既存の小屋・テント等が破損、塗装の劣化は全て設置者の負担において修繕していただきます。
- ⑥ 全ての機械に電気用子メーターを設置者の負担において設置していただきます。  
（電気使用料は当協会が負担します。）
- ⑦ 異なる事業者が同じ場所に設置し、同等の販売品目である場合、設置場所を同じにした双方の1月末日時点での総売上額を比較して高いものの67%に満たなかった場合は契約の更新をしない場合があります。
- ⑧ アルコール類の販売は認めません。
- ⑨ 当該企画提案において選定された場合であっても、当協会が該当する公園の指定管理者として埼玉県から指定されることを条件とし、指定から外れた場合は契約の締結はしないものとします。また、何らかの理由により当協会が指定管理者でなくなった場合は、その公園に係る契約は解除されます。その場合、設置者はその結果生じる損害の賠償その他一切の請求をすることはできません。

## 6. 設置期間 平成30年4月1日～平成31年3月31日

当初契約始期から指定管理期間を限度とし、年度ごとに契約を更新します。

各公園の指定管理期間は次のとおりです。

- ① しらこばと公園 （平成34年度まで5年間）
- ② 川越公園 （平成34年度まで5年間）
- ③ 加須はなさき公園 （平成34年度まで5年間）
- ④ 所沢航空記念公園 （平成34年度まで5年間）
- ⑤ 秋ヶ瀬公園 （平成34年度まで5年間）
- ⑥ みさと公園 （平成34年度まで5年間）
- ⑦ 智光山公園 （平成34年度まで5年間）